

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	青森県
事業計画名	G×青森アクセラレーション事業 ～地域G×で青森をもっと豊かに、もっとくらしやすく～
事業計画の期間	令和7年度～令和11年度

1. 目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

① 2050年カーボンニュートラルに向けた道筋について

(基本的な考え方)

青森県地球温暖化対策推進計画（2023年3月改定）に基づき、「徹底した省エネルギー対策の推進」「再生可能エネルギー等の導入拡大」「吸収源対策の推進」「環境教育・県民運動」という4つの方針のもと、計画の目標年度である2030年度において「温室効果ガス排出量51.1%削減（2013年度比）」「再生可能エネルギー1.34億kWh相当の導入」の達成に向けて着実に取り組んでいく。

特に、再エネ導入については、本県の導入ポテンシャルは1,335億kWhであり、2030年度の本県電力需要見込み（96.54億kWh）を大きく上回る。また、風力発電導入量は全国第一位であり、我が国の脱炭素化へ貢献してきたところである。

2022年3月末時点の固定価格買取制度（FIT制度）による認定済み電力量は58.14億kWhと推計され、これらが全て導入された場合、2030年度の電力需要見込に占める構成割合では60.2%に達する見込みである。

本県では、2025年度から「G×青森」を掲げて、本県の豊富な再生可能エネルギーポテンシャルを生かしながら、G×関連産業集積に向けた誘致活動や、地域特性に応じた洋上風力や半導体産業をはじめとする成長分野の企業誘致促進、県内中小企業のG×関連産業への参入促進に向けた新技術開発等への支援に取り組むこととしている。

また、2025年3月に公布した「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」の運用開始により、本県のポテンシャルを適切に活用し、地域に裨益する再エネ事業が展開される。

これらにより電力需要を上回る再エネ導入が促進され、2050年カーボンニュートラルを実現していく。

(個人向け)

家庭からのCO₂排出量については、積雪寒冷地という本県の地域特性により、暖房や融雪のための灯油の使用量が多く、灯油起源のCO₂排出量が約5割を占めている。

このため、本県独自の断熱基準を定め、断熱・気密性能に優れエネルギー効率の高い新築住宅を普及や既存住宅の断熱改修を促進するとともに、高効率空調設備の導入や、省エネ家電の導入促進を行い、徹底した省エネ対策と電化を進める。

家庭における電力消費量は、約34.1億kWh/年(2022年度)であり、2022年3月末時点の固定価格買取制度（FIT制度）による家庭向け太陽光発電設備(10kW未満)の認定済み電力量は、8,290万kW/年である。残り約33.2億kWh/年については、本事業を活用し、約420万kW/年(0.12%)相当分の太陽光発電設備を導入するほか、共同購入の実施などにより、太陽光発電設備の導入を最大限進める。

なお、太陽光発電設備等を設置できない住宅については、住宅の高断熱化・高気密化、徹底した省エネ対策を実施した上で、再エネ由来の電力プランへの切替えを進め、2050年カーボンニュートラルを目指す。

(民間事業者向け)

民間事業者については、対策の前提となる省エネ診断や省エネ設備の補助金などの活用促進により、省エネ対策を徹底的に行う。

民間事業者における電力使用量は、約46.0億kWh(2022年度)であり、2022年3月末時点の固定価格買取制度（FIT制度）による事業用太陽光発電設備(10kW以上)の認定済み電力量は、約13.2億kWh/年である。残り約32.7億kWh/年については、本事業を活用し、約595万kW/年(0.18%)相当分の太陽光発電設備を導入するほか、金融機関、省エネ診断機関、地元新電力などと連携し、太陽光発電設備の導入を最大限進める。

なお、太陽光発電設備を導入できない事業所においては、設備投資・運用改善による徹底した省エネ対策を行った上で、再エネ由来の電力プランへの切替えや水素などへの燃料転換等を行うことにより、2050年カーボンニュートラルを目指す。

(中小企業向け)

上記のうち、中小企業については、地域金融機関、商工団体、業界団体、県などで構成するコンソーシアムを設置し、省エネ診断の受診促進や削減計画の伴走支援など、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組をプッシュ型で支援する。また、同コンソーシアムにおいて、金融機関と連携し、SLL フレームワークの構築や、J-クレジットの創出支援など、金融支援を行う。

(金融機関等との連携)

地域脱炭素を進める上で、金融機関の担う役割は大きく、あらゆる施策において金融機関の持つノウハウやネットワークを活用していく。

本県は、地域金融機関と「青森県における『地球温暖化対策』推進のための連携・協働に関する協定」を2011年度に締結しており、相互に連携・協働しながら県民、事業者の環境に配慮した取組を促進していく。

(公共)

県有施設については、電力消費量約7,275万kWh/年のうち、本事業を活用し、約162万kWh/年相当分(2.2%)の太陽光発電設備を導入するほか、残り約7,113万kWh/年分について、2030年までに再エネメニューへの切り替えを行い、2030年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとし、2030年以降も継続する。また、徹底した省エネ対策の実施や、燃料転換を行うことで、カーボンニュートラル達成を目指す。

上記の取組を、県内市町村に展開することで、2050年カーボンニュートラルを目指す。

(都道府県と市町村の役割分担について)

中小企業等の脱炭素化については、県が主導することを基本とする。本事業を活用した中小企業向けの補助事業についても、地域金融機関等と連携しながら、県から中小企業等へ直接補助を行う。

住民向けの広報・普及啓発等については、地域・住民に最も近い主体である市町村が、基礎自治体として持つ媒体を最大限活用して、引き続き主体的に進める。本事業を活用した個人向けの補助については、初年度は県が実施し、ノウハウの蓄積を行い、次年度以降はノウハウを展開し、市町村経由の補助に移行することで、県内市町村の脱炭素関連施策のスキル向上につなげる。

本事業の補助スキームを県・市町村が適切な役割分担のもと実施することにより、地域脱炭素を進める上での基盤がさらに強固となり、地域共生型・地域裨益型再エネ導入の促進をはじめ、住民・事業者による脱炭素化の取組が効率的に進める。

② 2030年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとする取組について

対象となる公共施設・公用施設	448 施設	72,747,115kWh
上記施設について、電力消費に伴うCO ₂ 排出を実質ゼロとする方法について		
【実施方法】		
自家消費	相対契約、再エネメニュー	証書・クレジット
(うち本事業を活用し導入する電力量 1,616,412kWh/年)	448 施設	
1,616,412kWh/年	71,130,703kWh/年	kWh/年
スケジュール		
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して導入する電力量1,616,412kWh/年分を自家消費とする(2026年度中)。 ・残り71,130,703kWh/年分について、2030年までに再エネメニューへの切り替えを行い、2030年度以降も継続する。 		

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

【事務事業編】

第6期地球にやさしい 青森県行動プラン

計画期間：令和5年度から令和12年度まで

削減目標：温室効果ガス総排出量を令和12年度に2013年度比で50%削減

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務事業編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく改定済	令和5年3月
	改定中		
最新の事務事業編のリンク先			
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kodoplan.html			

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	<p>設置可能な県保有の建築物（敷地含む）の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。</p> <p>太陽光発電設備の設置検討に当たっては、毎年度の電気料金の支出状況や中長期的な見通し、設置による財政的な効果等を踏まえ、積極的に検討を行う。なお、太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。</p>
公共施設の省エネルギー対策の徹底	<p>2030（令和12）年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。</p> <p>また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修に併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。</p>
電動車の導入	<p>2030（令和12）年度までに、代替可能な電動車がない場合等を除き全て電動車とし、電動車の保有割合を約2倍に増やすことを目指す。</p>
LED照明の導入	<p>2030（令和12）年度までにLED照明導入割合を100%とすることを目指す。</p> <p>庁舎等の新築、改築、改修時には、LED照明を標準設置とし、既存の庁舎等においても、器具の更新に当たっては、計画的にLED照明へ切り替えるとともに、利用形態に合わせて人感センサーを導入するなど、効率的に照明を管理する。</p>
再エネ電力調達の推進	<p>庁舎管理を所管する所属において電力を調達する際は、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。</p>

【区域施策編】

青森県地球温暖化対策推進計画（令和5年3月改定）

計画期間：令和5年度から令和12年度まで

削減目標：令和12年度に2013年度比で、

- ・全体目標 : 51.1%削減(削減見込量 8,574千t-CO2)
- ・産業部門 : 14.3%削減(削減見込量 313千t-CO2)
- ・業務その他部門 : 40.7%削減(削減見込量 1,516千t-CO2)
- ・家庭部門 : 41.0%削減(削減見込量 2,165千t-CO2)
- ・運輸部門 : 43.8%削減(削減見込量 1,984千t-CO2)
- ・部門共通 : 削減見込量 2,304千t-CO2
(再生可能エネルギーの拡大)

区域 施策編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく策定・改定済	令和5年3月
	策定・改定中		
最新の区域施策編のリンク先 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/ondankakeikaku.html			

<異なる目標水準の設定をしている部門について>

県全体で、国の目標を上回る51.1%の削減目標を設定。

各部門の削減目標については、国の「地球温暖化対策計画」で示された各対策等による削減効果を、各指標（製造品出荷額等、床面積、世帯数等）を基に按分し、本県分の削減見込量を算出している。

なお、部門共通（再生可能エネルギーの拡大）の削減量を各部門の削減量に割り振っていないことから、国の目標に比べ、各部門の削減量が国の目標に比べて低くなっているが、全体としては、国の目標よりも高い目標水準となっている。

<各部門における削減取組について>

部門	取組・目標
家庭部門	<p>【家庭における省エネルギーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明、給湯設備、家電設備の効率化、省エネルギー化 <p>【住宅の省エネルギーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱・気密性能に優れ、エネルギー効率の高い新築住宅の普及 ・既存住宅の断熱改修の促進 <p>(目標：省エネルギー基準を満たす住宅ストックの割合20%)</p>
産業・業務その他部門	<p>【脱炭素経営への取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催 ・ESG金融の活用促進 ・脱炭素・カーボンニュートラル関連技術開発等への支援 <p>【事業活動における省エネルギーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断の受診促進 ・診断結果に基づく技術的対策の実施 <p>(目標：省エネ診断の受診件数の毎年増加)</p> <p>【建築物の省エネルギーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所等の新築・改築時等におけるZEB化の促進

別添様式 2

運輸部門	<p>【自動車の使用に由来する環境負荷の低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートムーブの促進 <p>【物流における省エネルギーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再配達防止に向けた、県民の課題意識の醸成・行動変容の促進 ・重要港湾等における、「カーボンニュートラルポート」の形成 <p>【自動車交通における環境負荷の低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスやオンデマンド交通の促進 など
部門横断	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー（電気・熱）の導入促進 （自家消費型再生可能エネルギーの導入量：1.34 億 kWh） ・脱炭素燃料の利活用の促進

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

- ・青森県地球温暖化対策推進計画における2030年度温室効果ガス排出量削減目標(51.1%削減)の達成に向けて、本事業を活用し、着実に取組を進める。
- ・本事業は、部門横断で取組まなければならない再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、積雪寒冷地という条件不利イメージから導入が進んでいない、自家消費型太陽光発電の導入に特化して取り組む。
- ・同計画における2030年度の再エネ導入量目標(1.34億kWh)のうち、本交付金による設備導入等によって1,710万kWhを導入する。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性	
① 温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	5,531 トン-CO2 削減/年
② 再生可能エネルギー導入目標 (kW)	9,222kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	9,222kW
・風力発電設備	
・地熱発電設備	
・中小水力発電設備	
・バイオマス発電設備	
③ 事業費 (千円)	2,180,000 千円
(うち交付対象事業費)	2,180,000 千円
④交付限度額 (千円)	1,080,000 千円
(内訳)	
直接事業	210,000 千円
間接事業	870,000 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	23.1 千円/トン-CO2

＜申請事業＞

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和7年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	50	250 kW	12,500
	蓄電池の個人向け間接補助事業	50	350kWh	17,500
	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	10	500 kW	25,000
	蓄電池の民間事業者向け間接補助事業	10	500kWh	25,000
	執行事務費			10,000
令和8年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	200	1,000 kW	50,000
	蓄電池の個人向け間接補助事業	200	1,400kWh	70,000
	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000 kW	50,000
	蓄電池の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000kWh	50,000
	執行事務費			10,000
令和9年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	200	1,000 kW	50,000
	蓄電池の個人向け間接補助事業	200	1,400kWh	70,000
	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000 kW	50,000
	蓄電池の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000kWh	50,000
	執行事務費			10,000
令和10年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	200	1,000 kW	50,000
	蓄電池の個人向け間接補助事業	200	1,400kWh	70,000
	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000 kW	50,000
	蓄電池の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000kWh	50,000
	執行事務費			10,000
令和11年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	50	250 kW	12,500
	蓄電池の個人向け間接補助事業	50	350kWh	17,500
	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000 kW	50,000
	蓄電池の民間事業者向け間接補助事業	20	1,000kWh	50,000
	執行事務費			10,000
令和12年度				
合計	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	700	3,500 kW	175,000
	蓄電池の個人向け間接補助事業	700	4,900kWh	245,000
	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	90	4,500 kW	225,000
	蓄電池の民間事業者向け間接補助事業	90	4,500kWh	225,000
	執行事務費			50,000

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和7年度	遊休公有地への太陽光発電設備の導入	1	1,222kW	160,000
令和8年度				
令和9年度				
令和10年度				
令和11年度				

令和12年度				
合計	遊休公有地への太陽光発電設備の導入	1	1,222kW	160,000

＜国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合＞

事業番号	事業概要	1kW（1件）当たりの 交付額（円/kW（件））	地域脱炭素移行・再 エネ推進交付金 実 施要領 別紙2によ り計算された1kW(1 件)当たりの交付額 （円/kW（件））	地方公共団体から 間接事業者への 1kW（1件）当たり の協調補助額（円 /kW（件））
1	太陽光発電設備の 個人向け間接補助 事業	50,000 円/kW	70,000 円/kW	

※（都道府県）間接補助事業について、脱炭素先行地域又は重点対策加速化事業に採択された管内市町村が実施する事業メニューと重複する事業が当該市町村内で実施されないこと。

※（市町村）間接補助事業について、重点対策加速化事業に採択された当該市町村が位置する都道府県において実施する事業メニューと重複する事業が実施されないこと。

（2）事業実施における創意工夫

①住宅向け太陽光発電設備導入の共同購入の実施

令和7年度から、住宅向け太陽光発電設備の共同購入事業を行い、本事業を活用した補助金と市場原理（スケールメリット）の結合による政策効果の最大化を図り、太陽光発電設備の導入を促進する。

②市町村経由での補助事業の実施

住宅向け太陽光発電設備・蓄電池については、令和7年度は、県が補助事業を実施し、ノウハウ蓄積を行った上で、令和8年度から市町村を経由した補助を行うことにより、青森県内での脱炭素の基盤を構築する。

③地元工務店等との連携

地元工務店や専門家、金融機関などで構成するワーキンググループを組織し、本県独自の断熱性能基準である「Aomori リビングスタイルガイドライン」を策定した（令和7年3月）。

また、青森県独自の断熱基準に基づく高気密・高断熱住宅「あおりGX住宅」を普及させるため、県内で施工実績のある地元工務店や設計事務所を「あおりGX住宅ビルダーズ」としてリスト化するとともに、あおりGX住宅ビルダーズや地域金融機関等を構成員とする「あおりGX住宅プラットフォーム」を令和7年度に設置する。

住宅向け太陽光発電設備・蓄電池の導入補助については、「あおりGX住宅プラットフォーム」の構成員が事業周知や申請補助の役割を担うことにより、円滑な事業執行につなげる。

④あおり地域脱炭素支援チームによる市町村支援の実施

市町村の脱炭素化に向けた取組を加速させるため、専門家等による「あおり地域脱炭素支援チーム」を令和6年度に立ち上げ、実行計画や促進区域設定、具体的な脱炭素政策の実施までを伴走支援する。

④「あおり脱炭素経営支援コンソーシアム（仮称）」による県内中小企業の伴走支援

地域金融機関、商工団体、業界団体、県などで構成する「あおり脱炭素経営支援コンソーシアム（仮称）」を令和7年度に設置し、地域金融機関が中心となり、省エネ診断の受診促進や削減計画の伴走支援など、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組をプッシュ型で支援する。

⑥上記支援策と連動した企業向け太陽光発電設備の補助事業の実施

「あおり脱炭素経営支援コンソーシアム（仮称）」の支援を受けた事業者が次のステップとして設備導入につなげられるよう、省エネ診断の受診や削減計画の策定等を補助要件とする。また、同コンソーシアムの構成員が補助金申請のサポートを行い、円滑な事業執行につなげる。

(3) 地域課題の解決

地域課題

地域課題の概要

- ① 県内市町村が取り組む脱炭素施策の加速化
- ② 県内中小企業が取り組む脱炭素経営の加速化

青森県基本計画『「青森新時代」への架け橋』では、7つの政策テーマごとに「2040年のめざす姿」「将来を拓く鍵」「政策」を設定しており、政策テーマの一つに「環境」を掲げている。

【政策テーマ】 環境～自然環境との調和とその活用～

【めざす姿】 環境と経済が好循環する社会

暮らしと自然環境が守られている脱炭素社会

【将来を拓く鍵】 再生可能エネルギーの推進と自然・地域との共生

【政 策】 再生可能エネルギーとの共生と環境配慮型ビジネスの推進

カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

青森県基本計画では、本県のめざす姿として、本県が持つ豊富な資源を再生可能エネルギーのエネルギー源として活用していくとともに、経済的メリットを獲得して地域の活性化につなげていくため、再生可能エネルギーとの地産地消や、環境・エネルギー関連産業の集積が必要であるとしている。

青森県基本計画の目指す姿の実現に向けた課題を次のとおり「①県内市町村の課題」「②県内中小企業の課題」に整理した上で、本事業計画に基づく重点対策加速化事業の実施により解決していく。

【①県内市町村が取り組む脱炭素施策の加速化】

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、地域の自然的・社会的条件に応じた効果的な施策を実施することが重要であり、全国的に、脱炭素施策に取り組む自治体が年々増加している一方で、本県市町村における脱炭素関連の取組は低調である。

地方公共団体実行計画（区域施策編）については、県内の半数を超える市町村が策定に着手できていない。また、地域脱炭素推進交付金については、佐井村が脱炭素先行地域に選定されているものの、重点対策加速化事業に採択されている市町村はまだない。

県内市町村が抱える課題について、担当職員に対するヒアリング調査を令和6年度に実施したところ、①「脱炭素施策の重要性は認識しているもの、何から手を付けてよいかわからない」といった専門知識やノウハウ不足、②「環境分野の業務を一人の職員が担当しており、とても脱炭素まで手が回らない」といったマンパワー不足、③「計画策定や施策を実行するための財源がない」といった財政力不足などの課題が明らかとなった。

本県においては、こうした課題を県と市町村がともに解決し、脱炭素と地方創生を同時実現する地域脱炭素の取組を集中的に加速させる必要がある。

【②県内中小企業が取り組む脱炭素経営の加速化】

本県における温室効果ガスの排出量の約5割は産業部門・業務その他部門からとなっている。県内企業のうち中小企業の占める割合は99.9%と非常に高く、なかでも常用雇用者20人以下（卸・小売、飲食、サービス業は5人以下）の小規模企業の占める割合が85.6%と全国的にも高い水準にある。

県内中小企業の多くは、脱炭素経営に取り組むための人的リソースの不足や、設備投資による削減対策の実行に必要な資金確保などの課題を抱えており、脱炭素経営の必要性は理解しているものの計画の策定や取組の実施に至っていない企業や、脱炭素経営の必要性そのものについて理解していない小規模企業が多数存在している。

世界的にサプライチェーン全体での脱炭素化の動きが加速している中、脱炭素経営に取り組まない企業は、取引先から排除されるリスクがあり、このまま中小企業の脱炭素経営が進まなければ、その動きに取り残され、産業の衰退が進むおそれがある。

重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
<p>【①県内市町村が取り組む脱炭素施策の加速化】 県内市町村が抱える課題を解決し、県と市町村が一緒になって地域脱炭素の取組を進めるため、専門家や支援機関等で構成する、「あおり地域脱炭素支援チーム」を令和6年10月に設立した。 専門知識やノウハウ不足、マンパワー不足といった課題に対応するため、令和6年度は、市町村職員向けのセミナーを開催するとともに、計画策定に向けた伴走支援を行った。また、市町村の首長を含む幹部職員や地域企業の経営層を主なターゲットとした、「地域脱炭素フォーラム」を開催し、県、市町村、企業、県民などのあらゆる主体が連携して地域脱炭素に取り組む方針を共有した。 本事業を活用し、住宅向け太陽光発電設備・蓄電池について、市町村を経由した補助を行うことにより、県内市町村が抱える財政的な課題の解決を図り、脱炭素の取組を加速させる。</p> <p>【②県内中小企業が取り組む脱炭素経営の加速化】 脱炭素経営を進めるに当たっての、県内企業が抱える課題に対応するため、県ではこれまで、セミナーの開催や、省エネ診断の受診促進、GXアドバイザーの派遣、省エネルギー設備に対する補助金など、様々な支援策を行ってきた。 また、令和6年度からは新たに、脱炭素経営の基礎知識の取得から、自社の温室効果ガス排出量の策定、削減計画の策定までを一気通貫で伴走支援する、「脱炭素スクール」を開始した。 令和7年度には、金融機関や商工団体等で構成する「あおり脱炭素経営支援コンソーシアム(仮称)」を設立し、県内中小企業と普段から顔の見える関係にある支援機関が、プッシュ型で脱炭素経営支援をできる体制を構築し、SLL フレームワークやJ-クレジットの創出支援、補助金申請等のサポートを行う。 本事業を活用し、省エネ診断の受診や削減計画の策定等を補助要件とした、中小企業向け太陽光発電設備・蓄電池の補助を行うことで、県内中小企業が抱える課題の解決を図り、脱炭素経営を加速させる。</p>	
(4) 地域特性の活用	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
<p>本県は、積雪寒冷地であり、太陽光発電の条件不利イメージがあるが、本県（青森市）におけるシステム容量 1kW あたりの年間予想発電量は、全国平均と比較して 10%程度※しか低下しない。 また、本県は、1軒あたりの延床面積が広いという特徴から、住宅等の太陽光発電の導入ポテンシャルは、2,630MW と高く、東北6県の中では、福島県、宮城県に次いで3番目に高い。 さらに、本県の工場・倉庫への太陽光発電設備の導入ポテンシャルは 155MW と十分なポテンシャルを有しており、本県中小企業からも、昨今のエネルギー代金高騰の影響から、太陽光発電設備の導入を望む声が多い。 本事業による補助事業と、住宅向け太陽光発電設備の共同購入や金融機関等と連携した中小企業支援などの県独自の取組を連動させ、政策効果の最大化を図り、太陽光発電設備導入によるメリットを県民に浸透させることで、積雪寒冷地という条件不利イメージを払拭し、住宅・事業所への太陽光発電設備の最大の導入を目指す。</p> <p>※令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書をもとに計算。</p>	
(5) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
個人向け	<p>県民により近い存在である市町村や、地元工務店等と連携して太陽光発電設備の補助事業を実施することで、県内全域で脱炭素の取組レベルを上げる。</p> <p>【県内市町村との連携】 市町村の取組を加速させるため、専門家等による「あおり地域脱炭素支援チーム」を令和6年度に立ち上げ、実行計画や促進区域設定から、具体的な取組の実施までを伴走支援している。令和6年度においては、市町村職員向けのセミナーを3回開催するほか、首長や県内企業の経営層をターゲットとした地</p>

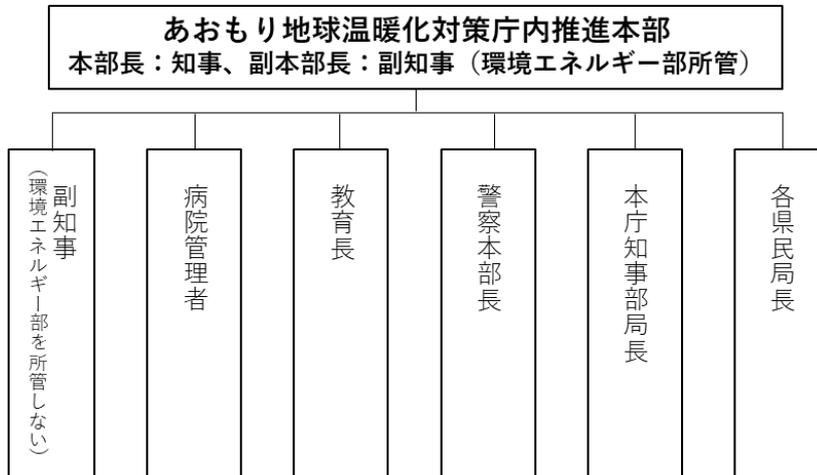
	<p>域脱炭素フォーラムを開催し、県内市町村の脱炭素に向けた取組の気運醸成を行った。</p> <p>令和7年度においては、個人向け太陽光発電設備の補助事業を県が実施し、ノウハウの蓄積を行った上で、令和8年度からは、市町村を経由した補助スキームに移行する。また、令和7年度から実施する太陽光発電設備の共同購入については、市町村が主体的に事業周知等を行う。</p> <p>支援チーム員と県が伴走支援をしながら、市町村が実際に脱炭素政策を実行することで、本事業の効果を県内全域に波及させ、地域脱炭素の基盤づくりを進める。</p> <p>【地元工務店との連携】</p> <p>個人による脱炭素の取組（住宅への太陽光発電設備の導入や高断熱住宅の普及促進など）を県内全域に浸透させるためには、地元工務店や金融機関との連携・協働が必要不可欠である。</p> <p>令和6年度に、地元工務店や専門家、金融機関などで構成するワーキンググループを組織し、本県独自の断熱性能基準である「Aomor i リビングスタイルガイドライン」を策定した。</p> <p>また、青森県独自の断熱基準に基づく高気密・高断熱住宅「あおりGX住宅」を普及させるため、県内で施工実績のある地元工務店や設計事務所を「あおりGX住宅ビルダーズ」としてリスト化するとともに、あおりGX住宅ビルダーズや地域金融機関等を構成員とする「あおりGX住宅プラットフォーム」を令和7年度に設置する。</p> <p>「あおりGX住宅プラットフォーム」の構成員が事業周知や申請補助の役割を担うことにより、本業の効果を県内全域に波及させ、地域脱炭素の基盤づくりを進める。</p>	
事業者向け	<p>金融機関等と連携し、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組を支援するためのコンソーシアムを構築する。当該コンソーシアムによる、セミナー開催、アドバイザー派遣、省エネ診断の受診促進、削減計画策定支援等を行うことで、県内中小企業を支援する。</p> <p>中小企業の取組を加速させるための伴走支援体制として、地域金融機関、商工団体、業界団体、県などで構成する「あおり脱炭素経営支援コンソーシアム（仮称）」を令和7年度に設置し、県内事業者に対して、本事業を活用した太陽光発電設備等の導入、さらにはその他省エネ対策の一体的導入に向けた技術的支援、金融支援を実施することにより、本事業の効果を、県内中小企業に広く波及させ、地域脱炭素の基盤づくりを進める。</p>	
公共	<p>遊休公有地への再生可能エネルギーの導入について、県が率先して行い、県内市町村への水平展開を行う。</p> <p>県内全域で課題となっている、学校跡地などの遊休公有地の利活用について、県が率先してオフサイトPPAによる太陽光発電設備の導入を行い、ノウハウ蓄積を行った上で、「あおり地域脱炭素支援チーム」などにより、県内市町村に水平展開を行うことにより、本事業の効果を、県内市町村に広く波及させ、地域脱炭素の基盤づくりを進める。</p>	
その他	<p>「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」により、地域に裨益する再エネ導入を促進する。</p> <p>本県の持つ再エネポテンシャルを最大限活かすとともに、課題となっている自然と再エネ共生を実現するため、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」を制定（令和7年3月公布）し、ゾーニング、合意形成プロセス、共生税により地域裨益型の再エネ導入を促進する全国初の仕組みを構築した。</p> <p>さらに、本条例及び一体的に運用する地域脱炭素化促進事業制度において重要な役割を担う市町村の取組を加速させるため、専門家等による「あおり地域脱炭素支援チーム」を令和6年度に立ち上げ、実行計画や促進区域設定のための伴走支援を実施することにより、地域に裨益する再エネ導入を促進する。</p>	

(6) 推進体制

① 地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

知事を本部長、副知事を副本部長とする「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」において、取組状況の共有と進捗管理を行いながら、全庁を挙げて取組を推進する。



【現在】

重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署：環境エネルギー部環境政策課（人数19人、うち専従者2人）

【採択後（予定）】

令和7年4月に組織改正を行い、再エネを含むエネルギー開発並びに本県におけるGX戦略を担当する部署との一体化を図り、重点対策加速化事業の取組体制を強化する。

新部署：環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課（人数19人、うち専従者4人（専従者2人増加））

また、事業者向け太陽光発電設備等の導入補助は経済産業部局、遊休県有地への自家消費型太陽光発電設備導入は財務部局との協力により横連携の強化も図る。

③ 地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

連携事業者名	もったいない・あおもり県民運動推進会議 産業関係団体(16団体)、エネルギー関係団体(4団体)、運輸関係団体(7団体)、金融機関等(4社)、大学・研究機関(16機関)、市民団体・各種団体等(7団体)で構成					
役割	補助制度のPR等 円滑な事業実施の体制の構築 等					
当該事業者のこれまでの取組	平成20年度から「もったいない・あおもり県民運動」を推進					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足						

<p>連携事業者名</p>	<p>「あおり地域脱炭素支援チーム」(市町村支援) 公益財団法人 地球環境戦略研究 藤野 純一 上席研究員 八戸工業高等専門学校 重 浩一郎准教授 NPO 法人 気候ネットワーク 豊田 陽介 上席研究員 NPO 法人 気候ネットワーク 延藤 裕之 主任研究員 カーボンフリーネットワーク株式会社 申谷 雄太 代表取締役 NPO 法人 CROSS 佐々木 秀智 事務局長 あおり創生パートナーズ株式会社 工藤 浩栄 シニアコンサルタント 青森県地球温暖化防止活動推進センター 三浦 麻子 事務局長</p>					
<p>役割</p>	<p>チーム長 : 藤野 純一氏 副チーム長 : 重 浩一郎氏 中間支援組織に関する専門家 : 豊田 陽介氏 延藤 裕之氏 区域施策編の策定支援 : 申谷 雄太 氏 公共施設や企業の省エネ対策 : 佐々木 秀智氏 金融機関との連携等 : 工藤 浩栄氏 支援チーム事務局 : 三浦 麻子氏</p>					
<p>当該事業者のこれまでの取組</p>	<p>令和6年度に市町村向けのセミナーを3回開催。 市町村長や企業の経営者層をターゲットとした、地域脱炭素フォーラムを開催。 ヒアリング等により、県内40市町村の取組状況や課題等を調査。</p>					
<p>当該役割に対する合意形成状況</p>	<p>合意済</p>	<p>○</p>	<p>調整中</p>		<p>未実施</p>	
<p>合意形成状況に関する補足</p>	<p>令和6年10月30日に、「あおり地域脱炭素支援チーム」を設置済。</p>					
<p>連携事業者名</p>	<p>あおり脱炭素経営支援コンソーシアム(仮) (中小企業支援) 地域金融機関、商工会議所、業界団体、地域エネルギー会社、省エネ診断機関、青森県地球温暖化防止活動推進センターなど</p>					
<p>役割</p>	<p>省エネ診断の受診促進や削減計画の伴走支援など、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組をプッシュ型で支援。 また、同コンソーシアムにおいて、金融機関と連携し、SLLフレームワークの構築や、J-クレジットの創出支援など、県内中小企業に対する金融支援策の実現を目指す。</p>					
<p>当該事業者のこれまでの取組</p>	<p>これまで、県内の省エネ診断や地域エネルギー会社と連携し、省エネ診断の受診促進に取り組んできた。 また、令和6年度からスタートした、削減計画の伴走支援策である「あおり脱炭素スクール」では、地域金融機関が受講企業の掘り起こしを行った。</p>					

別添様式 2

当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中	○	未実施	
合意形成状況に関する補足	一部構成員とは、合意済み。一部構成員とは、調整中。 令和7年2月に、地域金融機関、地域エネルギー会社、省エネ診断機関、青森県地球温暖化防止活動センターなどと、他の自治体での取組を学ぶ勉強会を開催するなど、令和7年7月頃のコンソーシアム設立に向けて着実に準備を進めている。					
連携事業者名	アイチューザー株式会社					
役割	太陽光発電設備の共同購入の実施					
当該事業者のこれまでの取組	「青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入事業」の支援事業者を募集し、アイチューザー株式会社が支援事業者として選定された。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	令和7年3月に協定締結を行い、令和7年度から事業を開始。					

3. その他

(1) 独自の取組

	令和6年度単独補助事業 (個人)	令和7年度単独補助事業 (個人)	備考
取組概要	(事業者) 脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入支援事業費 脱炭素化と生産性の向上の両立に資する設備の導入を補助(太陽光発電設備は除く)	(事業者) ①脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入支援事業費補助 脱炭素化と生産性の向上の両立に資する設備の導入を支援(太陽光発電設備は除く) ②GX革新的技術等創出補助 県内中小企業が行うGXの実現につながる新製品・新技術の開発を支援 ③「A-wood」需要拡大事業費補助 県産材を使った建築物の施工者を支援	令和7年度当初予算
予算額	(個人) (事業者) 50,000千円	(個人) (事業者) ① 50,000千円 ② 100,000千円 ③ 40,000千円	

予算総額	50,000千円	190,000千円	
実績・予定 件数	(個人)	(個人)	
	(事業者) 応募件数：39件 交付件数：13件 確定額：46,293千円	(事業者) ① 補助上限：5,000千円 予定件数：10件 ② 補助上限：10,000千円 予定件数：10件 ③ 補助上限：500千円 予定件数：80件	

<青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例>

本県の持つ再エネポテンシャルを最大限活かすとともに、課題となっている自然と再エネ共生を実現するため、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」を制定（令和7年3月公布予定）し、ゾーニング、合意形成プロセス、共生税により地域裨益型の再エネ導入を促進する全国初の仕組みを構築する。

<地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する青森県基準>

市町村が促進区域に含めることが適切ではない区域を「除外区域」、環境保全への適正な配慮を確保する観点から考慮を要する区域を「考慮区域」として定めるとともに、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項や、環境の保全上の支障を防止する必要性は高いが明確な区域による規制が行われていない事項を「環境配慮事項」として明示し、令和7年3月に策定、4月に公表。

なお、本県基準は、上記共生条例のゾーニングとあわせて検討を行い、その内容を整合させたものとなっている。

共生条例のゾーニングでは、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域を「保護地域」、一定の条件を満たす場合を除き、原則として再エネによる開発から保全する地域を「保全地域」、保護地域及び保全地域以外を「調整地域」としている。主に調整地域において、地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域として設定される「共生区域」については、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域が該当する。

県基準が示す「促進区域とすべきでないエリア（除外区域）」を「保護地域」と同一とし、また、「促進区域の設定を慎重に行うべきエリア（考慮区域）」を「保全地域」と同一とすることで、市町村による促進区域の設定や事業者による事業区域の設定等が効率的に行われるよう考慮した。

<あおもり地域脱炭素支援チームによる市町村支援>

市町村の脱炭素化に向けた取組を加速させるため、専門家等による「あおもり地域脱炭素支援チーム」を令和6年度に立ち上げ、実行計画や促進区域設定、具体的な脱炭素政策の実施までを伴走支援する。

<あおもり脱炭素経営支援コンソーシアム（仮）による中小企業支援>

地域金融機関、商工団体、業界団体、県などで構成する「あおもり脱炭素経営支援コンソーシアム（仮称）」を令和7年度に設置し、地域金融機関が中心となり、省エネ診断の受診促進や削減計画の伴走支援など、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組をプッシュ型で支援する。

<あおもりGX住宅プラットフォームによる高断熱・高気密住宅の普及>

地元工務店や専門家、金融機関などで構成するワーキンググループを組織し、本県独自の断熱性能基準である「Aomor i リビングスタイルガイドライン」を策定した（令和7年3月）。

県内で施工実績のある地元工務店や設計事務所を「あおもりGX住宅ビルダーズ」としてリスト化するとともに、地域金融機関と連携した「あおもりGX住宅プラットフォーム」を令和7年度に設置し、高断熱・高気密住宅や住宅向け太陽光発電設備等の普及拡大を目指す。

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業
・取組内容	中小企業に対する脱炭素経営体制の構築
・関係府省庁の事業名	地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業
・事業概要	地域ぐるみでの中堅・中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築を進めるモデル事業を創出する。
・所管府省庁名	環境省
・活用予定事業費	—

【取組概要】

金融機関や商工団体等で構成する「あおり脱炭素経営支援コンソーシアム(仮称)」を設立し、県内中小企業と普段から顔の見える関係にある支援機関が、プッシュ型で脱炭素経営支援を行う体制を構築する。

支援機関が、中小企業に対してアプローチできるよう、支援機関向けの勉強会を開催やツール類の作成を行う。

県内中小企業に対して、省エネ診断の受診促進や脱炭素スクールを中心とした支援策を展開するとともに、SLL フレームカークやJ-クレジット創出支援などの金融支援策について検討を行う。

(3) 財政力指数

財政力指数	
令和5年度 財政力指数	0.34

(4) 地域特例

地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域
			○			○

対象事業：遊休公有地への太陽光発電設備の導入